

議題（１）橋本市子ども・子育て会議等について

１．会議設置の経緯と法的位置付け

子ども子育て支援法成立【平成 24 年度】

- ◆ 質の高い幼児期学校教育・保育の総合的な提供
- ◆ 保育の量の拡充・確保、保育の質の改善
- ◆ 地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て会議の設置義務（法第 77 条）

- ◆ 平成 25 年 8 月 橋本市子ども・子育て会議設置（6 月条例公布）

（ 子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関 ）

子ども・子育て支援事業計画の策定業務（法第 61 条）

- ◆ 平成 27 年 3 月 橋本市子ども・子育て支援事業計画策定



（ 平成 27 年 4 月 子ども子育て支援新制度スタート ）

２．子ども子育て会議の役割（法第 77 条第 1 項）

（１）特定教育・保育施設の利用定員の設定

保育所、幼稚園、認定こども園の利用定員の設定について意見を述べること

（２）特定地域型保育事業の利用定員の設定

小規模保育、家庭的保育等の利用定員の設定について意見を述べること

（３）市町村子ども子育て支援事業計画に関する事項

子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について意見を述べること

（４）市町村子ども・子育て支援施策の実施状況に関する事項

子ども・子育て支援施策の実施状況を調査審議すること

3. 委員について

- ◆ 役職：地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職
- ◆ 任期：委嘱日（平成30年8月1日）から2箇年
- ◆ 報酬：橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の規定による

4. 『橋本市子ども・子育て支援事業計画（H27～31）』について

平成30年8月10日 事業計画中間見直し及び実施状況について（報告）

★（第1回子ども子育て会議）

5. 『第2期：橋本市子ども・子育て支援事業計画（H32～36）』の策定に向けて

子ども子育て支援法に基づく、平成32年度以降5ヵ年の「（第2期）橋本市子ども・子育て支援事業計画」について、以下のとおり策定を予定しています。

現在の計画（第1期）にプラスして、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの生活に関する実態調査」も本計画の一部として策定し、“教育と福祉の連携推進”や“子どもの貧困”に対する市の方針も併せて示す予定です。

■主なスケジュール

<平成30年度>

30年9～11月 ニーズ調査（案）作成 ★（第2回子ども子育て会議）

12月頃 同 調査実施

31年1～3月 同 調査集計

<平成31年度>

31年4～5月 ニーズ調査集計結果分析及び現計画の評価

→ 同 調査結果報告、調査に基づく2期計画（骨子案）作成 ★

6～11月 2期計画（素案）作成 → 意見聴取（当会議） ★

12月 2期計画（案） → 意見聴取（パブリックコメント）

32年1～2月 2期計画（最終案）作成

3月 2期計画 作成 ★

(参考)

子ども・子育て支援法

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 略

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条 略

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 略

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

(一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員)

第3条 略

3 特別職は、次に掲げる職とする。

略

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

